

外形標準課税のチェックポイント

申告の際には、次の事項に留意して下さい。

項目	算定における留意点	チェック欄
収益配分額全般	報酬給与等を計上する事業年度は、法人税の所得の計算上、損金又は益金の額に算入されている事業年度と一致します。(ただし、 の場合を除きます) よって、法人税別表4で加算されている損金は申告に含めず、減算されている損金は申告に含めます。(益金の場合は、損金と反対の取扱いになります)	
	B/Sの資産(仕掛品、固定資産、繰延資産など)に計上される報酬給与等は、損金算入される事業年度ではなく、法人が支払う事業年度において申告に含めます。	
	報酬給与等に該当するものは、会計上の勘定科目や名称にかかわらず課税標準に算入します。	
報酬給与額	非課税の通勤手当は報酬給与額に含めません。ただし、非課税とされる額を超えて支払われた課税分は含めます。	
	所得税で給与所得として課税される現物支給や金銭以外の経済的利益は、報酬給与額に含めます。	
	退職給付(給与)引当金の当期取崩額のうち、法人税の所得の計算上、損金の額に算入された金額は、報酬給与額になります。(賞与引当金についても同様です)	
	出向者に対する給与負担金は、実際に負担した法人(実質的負担者)の報酬給与額となります。 なお、退職給与負担金は、退職金として実際に支払われる事業年度において、その退職金を直接支給した法人(形式的支払者)の報酬給与額となります。	
	原則として、請負や委託は報酬給与額に含めません。ただし、名目上の請負等で実質的に雇用関係又はこれに準ずる関係がある場合は報酬給与額に含めます。	
	厚生年金基金の掛金のうち事業主負担分は、法定福利費として計上されていても、報酬給与額に含めません。(ただし、代行部分は除きます)	
	企業年金掛金に、年金等の給付に充てる以外の目的で徴収される事務費掛金、福利施設掛金等は含めません。 労働者派遣に係る金額には、労働者派遣法又は船員職業安定法に基づく労働者派遣についてのみ該当します。	
純支払利子	純支払利子の対象となるのは負債に係る利子となりますので、配当や保証料は含めません。	
	ファイナンスリース取引のうち、法人税法上、資産の売買とされるリース取引及び金銭貸借とされるリース取引に係る利息相当額は、純支払利子の対象となります。	
	利子税及び法人住民税・法人事業税の納期限延長に係る延滞金は、支払利子に含めます。また、還付加算金は受取利子に含めます。	
純支払賃借料	賃借料の対象は、土地又は家屋の使用の対価となるもので、使用期間が連続して1月以上のものです。なお、土地又は家屋と一体となって効用を果たす構築物又は附属設備は純支払賃借料に含めます。	
	共益費や管理費は、契約書等で家賃との金額の区分が有る場合、純支払賃借料に含めません。	
	社宅について、法人が支払う賃借料は支払賃借料となり、役員又は使用人から支払を受ける賃借料は受取賃借料となります。	
資本割	自動販売機設置料のうち、土地又は家屋の使用収益の対価と認められるものは、「設置料」の算定方法に関わらず、賃借料となります。なお、そのうち明確かつ合理的に区分されている電気代等は除かれます。	
	資本金等の額は、事業年度末日(期末)で計算します。なお、その算定方法は法人税の例によりますが、法人税別表5(1)下段は翌期首現在の金額であるため、必ずしも一致しません。	
	[平成13年4月1日から平成18年5月1日(会社法の施行日)の前日までの日] 資本金等の額から、資本の欠損のてん補に充てた無償減資等の取崩額を控除します。	
	[平成18年5月1日(会社法の施行日)以後] 資本金等の額から、資本の欠損のてん補に充てた無償減資等の取崩額を控除します。ただし、損失のてん補に充てた日、前1年間に剰余金として計上した額に限りです。	
その他	自己株式を取得した場合、みなし配当分は利益積立金額を減少させますが、みなし配当分を除く自己株式の金額(税務上の帳簿価額)は、平成18年4月1日以後、資本金等の額を減少させます。	
	現行の資本割の課税標準である資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、資本金に資本準備金を加えた額を資本割の課税標準とし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。	
	第6号様式別表5の3の記載で、報酬給与額について事務所ごとの記載が困難である場合は、法人の実態に即した区分による記載で差し支えありません。	
その他	第6号様式別表5の4及び5の5の記載で、受取利子(受取賃借料)が支払利子(支払賃借料)を上回る場合、純支払利子(純支払賃借料)に「0」を記載して提出します。(ただし、特定内国法人等は負数を記載します)	
	法人税における所得拡大促進税制の「賃上げ及び投資の促進に係る税制」(平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正)と同様の要件を満たす法人について、給与等支給増加額に一定の割合を乗じた額を付加価値割額から控除できる制度が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。	